

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の対象となる輸出原材料の追加指定等を行い、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加、特許権等を侵害する物品に係る申立て制度の導入等に係る所要の規定の整備を図るとともに、税関事務管理人の届出手続について必要な事項等を定める等のほか、特例申告に係る指定貨物の指定に係る要件の緩和、総合保税地域の許可に係る一団の土地等を所有又は管理する法人に係る要件の緩和、石油化学製品の製造用揮発油等に係る還付率の改定、特惠関税の適用除外となる特定の国を原産地とする物品の指定等、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。